

令和8年度第1回船橋市地域包括支援センター運営協議会議事録

(令和8年5月14日作成)

1 開催日時：令和8年5月14日（木） 午後1時45分～午後2時10分

2 開催場所：船橋市役所6階 602会議室

3 出席者

(1) 委員

土居良康委員（会長）、山口定之委員（副会長）、塚越明委員、鈴木康友委員、内山弘子委員、文川和雄委員、川端心委員、島田晴美委員、吉田友則委員、乾麻由美委員、根本明子委員

(2) 市職員

高齢者福祉部長、指導監査課長、介護保険課長、高齢者福祉課長

(3) 事務局

地域包括ケア推進課職員（7名）

4 欠席者

結城康博委員、精松伸廣委員、福祉サービス部長

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあつては、その理由

議 事（1）介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について（公開）

（2）令和8年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について（公開）

（3）地域包括支援センターの常勤換算による職員配置実施希望届出書の提出について（公開）

6 傍聴者数0名

7 決定事項

（1）介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について（承認事項）

（2）令和8年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について（承認事項）

(3) 地域包括支援センターの常勤換算による職員配置実施希望届出書の提出について  
(承認事項)

8 その他

なし

～令和8年度第1回船橋市地域密着型サービス運営委員会議事～

○事務局（地域包括ケア推進課 課長補佐）

議事に入ります前にお手元の資料についてご連絡がございます。事前にお配りした「資料2」につきまして誤植ございました。

大変失礼いたしました。

お手数をおかけして申し訳ございませんが、差し替え後の資料をもとに議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和8年度第1回船橋市地域包括支援センター運営協議会を始めさせていただきます。本協議会で使用する資料は赤のインデックスがついた資料となります。

本日の委員の欠席者でございますが、1号委員の結城委員、6号委員の精松委員でございます。

本日の傍聴者はいらっしゃいません。

○事務局（地域包括ケア推進課 課長補佐）

それでは、これ以降の議事につきましては、船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第4条に基づき、会長が議長となり、議事を整理することになっております。会長、宜しくお願いいたします。

○会長

わかりました。

ただ今より、令和8年度第1回船橋市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。

それでは議題にそって審議を進めていきたいと思っております。

議題（1）「介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について」事務局から説明してください。

○事務局（地域包括ケア推進課）

はい、ではお手元の赤のインデックス1をご覧ください。

まず、議題1、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について説明いたします。

地域包括支援センターでは、高齢者の総合相談や権利擁護などの包括的支援事業のほか、要支援のケアプラン作成を行う指定介護予防支援事業及び総合事業に係る介護予防ケアマネジメント業務をおこなっております。

いずれの業務もその一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるとされております。

当議題について、協議会で都度承認をお願いしているところでございますが、今回も同様に承認をお願いしたい事項となっております。

これまで承認をいただいた227事業所に加え、今回、新たに市内6事業所、市外5事業所に

ついて、承認をお願いいたします。なお、事業所の詳細については資料のとおりです。

事後承認となりますが、いずれの事業所も中立性、公平性を確保できるものと考えておりますので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

説明については以上です。会長よろしくをお願いいたします。

○会長

それでは皆様、いかがでしょうか。本件について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の委託について、これを承認するものといたします。

○会長

引き続き、令和8年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

続きまして議題2、令和8年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について説明いたします。

例年前年度の事業報告と併せての議題となっておりますが、令和7年度第3回運営協議会にて承認いただいた事業評価方法の改正に伴い、第1回では今年度の事業計画のみのご説明とし、令和7年度の事業報告は次回以降のご説明とさせていただきます。

また、新たに令和7年度第3四半期評価をもとに令和8年度地域包括支援センターの事業計画を加えています。

それでは、1ページ目をご覧ください。

変更等のある事業をかいつまんでご説明させていただきます。

1ページ目中段（2）地域リハビリテーション活動支援事業について、介護支援専門員による居宅訪問時に理学療法士、作業療法士などのリハビリテーション専門職が同行していましたが、令和7年度途中より新たにリハビリテーション専門職に加え管理栄養士も同行することとなりました。

3ページ目中段③認知症見守り声かけ体験をご覧ください。

以前は認知症高齢者徘徊模擬訓練という名称でしたが、国や全国の自治体等で「徘徊」という言葉の見直しがされていることから、令和8年度から認知症見守り声かけ体験へ名称を変更しています。

4 ページ目をご覧ください。

4 ページから 6 ページが地域包括支援センターの運営に係る歳入・歳出予算です。

歳出を中心に主なものを説明いたします。

4 ページのうち、1. 一般会計（重層的支援体制整備事業）（2）の歳出予算額をご覧ください。

こちらは、一般会計のうち、包括的支援事業に係る費用です。

下から 2 番目、地域包括支援センター委託事業費が 383, 173 千円で最も多くなっていますが、これは、主に 2 か所のサブセンターを含めた 9 か所の包括支援センターの委託に係る費用のうち、包括的支援事業分を計上しています。

次に一般職人件費及び会計年度任用職員報酬ですが、こちらは直営の包括支援センター職員のほか、地域包括ケア推進課職員の人件費です。

昨年度と比べ、人事院勧告等の影響で昨年比で増加となっています。

在宅介護支援センター運営事業については、地域包括支援センターの協同機関である在宅介護支援センターの運営費の一部です。

次に 5 ページの上段の歳出については一般会計のうち、地域包括支援センターの運営に係る庶務的経費のほか、指定介護予防支援事業のケアプラン作成に係る委託料となっています。

6 ページをご覧ください。こちらは介護保険事業特別会計に計上した主な事業費です。

介護予防・生活支援サービス事業には、人件費のほか、介護予防ケアマネジメント事業費としてケアプラン作成委託料のほか、基本チェックリスト実施に係る委託料を計上しています。

一般介護予防事業には、地域リハビリテーション活動支援事業を、また包括的支援事業には地域ケア会議事業費、認知症初期集中支援チーム事業費のほか、認知症地域支援推進事業費を計上しています。

続きまして、先ほどご案内をしました差し替え資料をご覧ください。

令和 7 年度までは委託型地域包括支援センターのみの計画の提出となっておりますが、令和 8 年度から直営型地域包括支援センターも評価の対象とするため全 14 センター分ございます。

分量があるため、かいつまんで説明いたします。7 年度第 3 回運営協議会で説明いたしました重点事業である「ケアプランデータ連携システム」への取組みを偶数ページ中段“⑤包括的継続的ケアマネジメント支援業務”に記載しております。また、全体の傾向といたしまして、複合的な課題や困難ケースが増えてきているため、他機関連携やネットワークの構築に取り組むと記載したセンターが多くありました。各センターの詳細につきましては後ほどご確認いただければと思います。

議題 2 の説明については以上となります。会長よろしく申し上げます。

○会長

それでは皆様、いかがでしょうか。本件について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

○根本委員

ICTについてAIを使ったケアプランづくりは何種類かあるのでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

センターにそれぞれ導入されているシステムはベンダーによりそれぞれ異なっております。

○根本委員

異なるシステム同士でもデータのやり取りが出来るものなのですか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

ケアプランデータ連携システムという、国のほうで導入されているシステムを使うことで、各センターの入れているシステムは違いますが、データのやり取りをすることができます。

○地域包括ケア推進課長

ケアプランデータ連携システムですが、事業所さんではまだ導入できていないところもあるため、FAX等でのやり取りもございます。現在、国のほうでフリーパスプランを行っており無料で導入できるため、ぜひケアプランデータシステムを事業所さんで導入して頂きたいです。

○島田委員

令和8年度の重点項目として、ケアプランデータ連携システムを市としてあげていると思います。今年の4月に厚生労働省のよりデイサービス等、色々な事業所がデータ連携システムを使うことにより、事業所加算が取れるようになりましたが、ケアプラン連携データシステムを重点項目として上げているなら、ケアマネジャーだけではなく色々な事業所への情報の発信もしていただきたいです。そのようなことはお考えになっていますか。

○介護保険課長

8年度に新たな事業といたしまして、ケアプランデータ連携システムを導入していただくため、伴走型支援という形で事業として行っていきます。

事業所さんのほうでも、ケアプランデータ連携システムを入れることにより、このような連携を図れる、事業所加算が取れる等、周知を行いながら進めていこうと考えております。

○島田委員

訪問介護や通所介護等の補助金や助成金、増えて来ていますので、市のほうからも積極的に発信していただければと思います。

○山口委員

4 ページ目中段。重層的支援体制整備事業ですが、令和5年度から実施しているとありますが引き続き、令和8年度も船橋市としては実施していくという認識でよろしいでしょうか。

また、国から市町村への交付金・補助金の予算を削るといような改正などの情報があれば教えて頂きたい。

○地域包括ケア推進課長

重層的支援体制整備事業ですが、引き続き8年度も事業は継続いたします。

国からの交付金・補助金については現段階で情報をつかんでおりませんが、随時情報を確認してまいりたいと思います。

○会長

皆様よろしいでしょうか。それでは、本協議会として、令和8年度地域包括支援センター事業計画及び収支予算について、これを承認するものといたします。

○会長

それでは、引き続き、地域包括支援センターの常勤換算による職員配置実施希望届出書の提出について説明をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

続きまして、議題3 地域包括支援センターの常勤換算による職員配置実施希望届出書の提出について説明します。資料は赤のインデックス資料の3番をご覧ください。

令和7年5月19日前原地域包括支援センターの受託法人である社会福祉法人 清和会より常勤換算による職員配置実施希望届出書の提出がありました。

つきましては、職員配置数を常勤職員で満たすことができないことから、常勤換算による職員を令和7年5月19日から令和8年3月31日まで配置しておりました。

1人工の職員が揃い次第、報告する予定でしたが、このたび令和8年4月1日より常勤職員を採用することができ解消されたためこの場でご報告いたします。

事務局からの説明は以上です。会長、よろしく申し上げます。

○会長

皆様よろしいでしょうか。

それでは、本協議会として、地域包括支援センターの常勤換算による職員配置実施希望届出書の提出について報告を受けたものとします。

○会長

議題につきましては以上となります。その他、各委員の皆様から何かご意見等ございませんでしょうか。

よろしければ、引き続き事務局から、その他連絡事項をお願いします。

○事務局（地域包括ケア推進課 課長補佐）

今回の開催につきましては、8月頃の開催を予定しておりますが、日程の詳細等が固まり次第、皆さまにご連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議事録等の校正依頼につきましては、改めて郵送させていただきます。期限を設定させていただき、訂正がある場合のみご連絡をいただくような形を考えております。

それではこれをもちまして、令和8年度第1回船橋市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。ありがとうございました。